九―一二三―一　人事院規則九―一二二（専門スタッフ職調整手当）の一部を改正する人事院規則　三〇　特27　七三

九―一二六　平成二十二年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替え　三〇　特27　七三

九―一二七　平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置　三〇　特27　七四

一六―〇―五五　人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則　三〇　特27　七五

一六―二―一三　人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を改正する人事院規則　三〇　特27　七五

二四―〇―一　人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を改正する人事院規則　三〇　特27　七五

○国家公安委員会

六　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則　五　233　一

訓　令

○内　閣

一　公用文における漢字使用等について　三〇　250　六

告　示

○内　閣

二　一般の社会生活において現代の国語を書き表すための漢字使用の目安を定める等の件　三〇　250　七

三　昭和四十八年内閣告示第二号の一部を改正する件　三〇　250　八九

四　昭和六十一年内閣告示第一号の一部を改正する件　三〇　250　八九

○内　閣　府

三六一―三六四　地域再生法第二十条第一項に規定する指定金融機関を指定した件　八　一

三六五　特定非営利活動促進法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行規則第九条の規定に基づき、内閣総理大臣の指定する縦覧の場所及び内閣総理大臣の定める閲覧の場所を定める件　二四　一

三六六　独立行政法人国立公文書館が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準　二六　247　五九

三六七　独立行政法人国民生活センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準　二六　247　五九

三六八　独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準　二六　247　五九

三六九　独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに出資者に払い戻すべき金額を算定する基準　二六　247　六〇

一　独立行政法人北方領土問題対策協会が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準　二六　247　六〇

○公正取引委員会、消費者庁

三　うに食品の表示に関する公正競争規約を廃止した件　一五　二

四　ペットフードの表示に関する公正競争規約及びペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　三〇　250　八九

○国家公安委員会

三〇　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　一　230　三

三一　普通自転車の型式認定番号を指定した件　一　230　三

○国家公安委員会、国土交通省

一　特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定の一部を改正する件　三〇　二

○金　融　庁

一一五　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　一　三

一一六　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　一五　二

一一七　〃　一八　三

○金融庁、法務省、財務省

八　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　二五　四

○消　費　者　庁

九　適格消費者団体を公示する件　八　二

○総　務　省

三九七　登録証明機関の代表者の氏名を変更した件　二　一

三九八　政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十二年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件　八　二

三九九　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　八　二

四〇〇　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　九　235　一

四〇一　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　九　235　二

四〇二　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　九　235　三

四〇三　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　九　235　八

四〇四　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　九　235　九

四〇五　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件　九　235　九

四〇六　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成九年分～平成二十年分）を公表する件　九　235　一〇　一〇　236